

株 式 取 扱 規 程

(平成25年7月)

住 友 精 化 株 式 会 社

住友精化株式会社株式取扱規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当社の株式に関する取扱いについては、定款第 8 条の規定に基づき、この規程によるほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下機構という。）が、その振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法および口座管理機関の定め（以下機構等の規則等という。）による。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

| | |
|---------|---|
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 同事務取扱場所 | 大阪府中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |

第 2 章 株主の権利の行使方法等

(少数株主権等の行使方法)

第 3 条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第 4 章に規定する場合を除き、当社の定める書式により当社に対して書面をもって行わなければならない。この場合、当社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第 4 条 この規程による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

② この規程による請求、通知または届出を行うに際し、保佐人または補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類または保証人)

第 5 条 この規程による請求、通知または届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第 3 章 届出事項

(常任代理人または仮住所)

第 6 条 株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

② 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

③ 第 1 項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第 4 章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(請求の方式)

第 7 条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

(1株あたりの買取価格)

第 8 条 前条による買取請求の効力発生の日（以下買取請求日という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下東京市場という。）における最終価格をもって、1株あたりの買取価格とする。

- ② 買取請求日に売買取引がないときは、その翌日の東京市場において最初にされた売買取引の成立価格とする。売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

(買取代金の支払)

第 9 条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株あたりの買取価格を乗じた額とする。

- ② 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
- ③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、または、代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第 10 条 買取請求にかかる単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。

- ② 前条第 3 項により、買取代金について送金方法が指定された請求にかかる単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

附 則

1. この規程の変更は、取締役会の決議による。